

平成30年12月28日
神戸税関業務部首席原産地調査官

関係者各位

原産地規則解釈例規の改正について（衣類における「関税分類を
決定する構成部分」の解釈について）のお知らせ

税関ホームページすでにご案内をしているところですが、本年12月21日、原産地規則解釈例規の制定について（平成26年6月13日財関第598号）の一部改正により、「第61類～第63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について」も改正され、平成12月30日から実施することになっておりますので、ご連絡を申し上げます。

なお、本件に関しご不明な点がありましたら、業務部首席原産地調査官まで照会願います。

今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】税関ホームページ掲載場所

新着情報 12月21日 関税法基本通達等の一部改正について（平成30年12月21日財関第1692号）別紙9
（今回のお知らせの該当箇所は、別紙9の3ページ目です。）

本件に関する照会先
業務部首席原産地調査官
電話番号078-333-3097